

特集

就労支援



刑務作業（洋裁）の様子

特集

就労は、安定した生活を送る上で重要な基盤である。それは、犯罪をした者等にとっても同様であり、不安定な就労が再犯リスクとなることから、その再犯防止に当たっては、就労の確保・継続が極めて重要である。

そこで、本白書では、犯罪をした者等への就労支援を特集として取り上げ、就労に関する現状や、矯正施設及び社会内における取組などを紹介することとしたい。さらに、この特集を読んでくださった皆様に、犯罪をした者等の就労の確保・継続に可能な範囲で御協力いただくため、参考となる情報を提供することとしたい。

1 犯罪をした者等の就労に関する現状

図1は、過去に刑事施設を出所し、再び犯罪をして刑事施設に入所した者について、再犯時に仕事に就いていた者と就いていなかった者との割合を示したものである。これを見ると、7割を超える者が再犯時に仕事に就いていなかった者となっている。

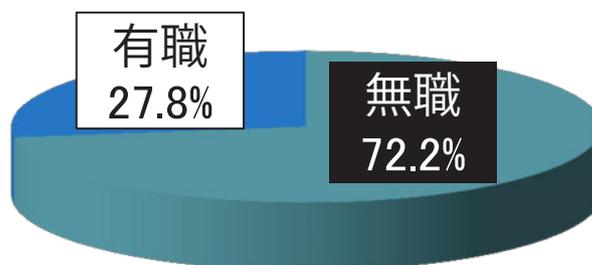
また、図2は、保護観察終了時に、仕事に就いていた者と就いていなかった者のそれぞれの再犯率を示したものである。仕事に就いていた者の再犯率と比べて、仕事に就いていなかった者の再犯率は約3倍高くなっている。

こうしたデータから、就労の有無が再犯に至るか否かに影響していると考えられ、就労の確保は、再犯を防止する上で重要な課題といえる。

しかし、犯罪をした者等が実際に就労することには様々な困難を伴う。例えば、犯罪をした者等は、前科等があることに加え、求職活動を行う上で必要な知識・資格等を有していないなどのために求職活動が円滑に進まない場合がある。また、社会人としてのマナーや対人関係の形成・維持のために必要な能力を身に付けていないといった理由から、職場での人間関係を十分に構築できない、あるいは自らの能力に応じた適切な職業選択ができないなどにより、一旦就職しても離職してしまう場合がある。

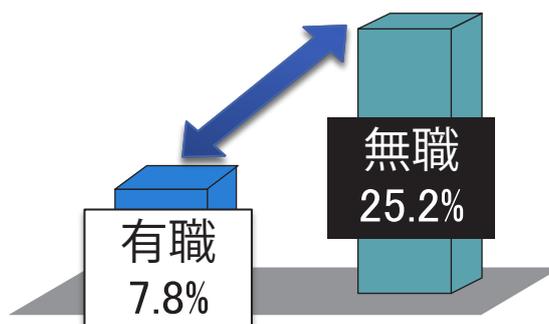
そこで、2006年度（平成18年度）から、法務省と厚生労働省が連携し、刑務所出所者等総合的就労支援対策を中心とした就労支援（【施策番号5】（P22）参照）を実施しているところである。

図1 刑務所再入所者に占める無職者の割合



注 再入所者とは、刑務所に2回以上服役した者のことである。（平成29年法務省調査）

図2 有職者と無職者の再犯率



注 平成25～29年の5年間について、保護観察を終了した者のうち、犯罪等により保護観察を終了した者の割合（再犯率）を有職と無職で比較（法務省調査）

2 矯正施設における取組

(1) 刑務作業や職業訓練に関する取組

刑事施設においては、刑法に規定された懲役刑の内容として、刑務作業を実施している。刑務作業は、受刑者の矯正及び社会復帰を図るための重要な方策の一つであるとともに、出所後の就労に資する勤労意欲の養成や職業的知識・技能の取得にもつながるものである。また、刑事施設では、受刑者に職業に関する免許や資格を取得させたり、職業に必要な知識や技能を習得させることを目的に、様々な職業訓練を実施している。

刑務作業や職業訓練は、各刑事施設が工夫して実施しており、地域との連携を強化した刑務作業を通じて社会復帰へつなげる取組や、雇用ニーズや受刑者の能力を踏まえた職業訓練を実施することで、より釈放後の就労に結び付きやすい知識や技術を身に付けさせる取組などがある。

建設機械科（大型特殊機械課程）職業訓練の実施

刑事施設においては、社会の雇用情勢を表すひとつの指標である有効求人倍率を参考とするほか、受刑者の出所後の就労の受け皿である協力雇用主等から意見をいただくなどして、出所後の就労に結び付きやすい職業訓練の充実に努めている。中でも、建設関連の職種は雇用ニーズが高く、建設関連の職種への就労に役立つ知識及び技能を職業訓練で習得させることは、受刑者の出所後の就労に特に有利となる。こうした状況を踏まえ、2014年度（平成26年度）に、従前実施していた建設機械関連の職業訓練を体系化し、建設現場などの各種工事現場において、整地・運搬等の業務に就くことが可能となる大型特殊自動車免許の取得を目指した建設機械科（大型特殊機械課程）職業訓練を開設し、現在、網走刑務所など5つの刑事施設で実施している。

同職業訓練の指導では、国の職員である作業専門官だけでなく、地域の労働基準協会職員や労働安全衛生コンサルタントなどの外部講師に御協力いただき、経験に基づいた専門的な指導を受けさせることにより、大型特殊自動車免許、車両系建設機械運転技能講習、小型移動式クレーン運転技能講習等の資格を取得させている。2017年度（平成29年度）における資格取得者数は、大型特殊自動車免許32人、車両系建設機械運転技能講習39人、小型移動式クレーン運転技能講習19人となっている。

同職業訓練は、復興事業における撤去作業を始めとする建設関連の職種における即戦力の育成が期待でき、極めて就労に有益なものとなっている。



教習コース
【提供：鹿児島刑務所】



訓練の様子
【提供：鹿児島刑務所】

島根あさひ社会復帰促進センターにおける学校給食用のパンの製造

島根あさひ社会復帰促進センター（以下「センター」という。）においては、2009年度（平成21年度）以降、職業訓練の実施を担う民間事業者により職業訓練としてパン職人養成科（2012年度（平成24年度）以降は、調理科（パン職人課程）に変更）が開講され、受刑者は、6か月をかけてパン製造を基礎から習得している。

2017年頃、地元中学校の卒業生から、学校給食が米飯食中心であったためパン食を希望していた

旨の声を受け、センターから浜田市へ提案の上、2018年（平成30年）1月から、センターにおいて月1回学校給食用のパンを製造し、民間事業者を通じて地元の給食センターに販売し、地元小中学校2校でのパン給食の提供を実現させた。

本件は、民間事業者による職業訓練で培ったセンターのパン製造のノウハウを活かし、地元の要望に応じて学校給食のメニューをより多様なものとしたものであり、地元小中学生からは、香りがいい、おいしいなどの感想が届いている。この取組は、センターと地元との共生を図るとともに、受刑者が社会に役立つと感じることを通じて更生への意欲を高める一助となっている。



パン給食の実例
【提供：島根あさひ社会復帰促進センター】



年齢別のパンの種類
(左から小学校低学年、高学年、中学生用)
【提供：島根あさひ社会復帰促進センター】

(2) 出所後の就職に向けた取組

法務省は、受刑者等の出所後の就労を支援できるよう、2016年（平成28年）4月から、東京と大阪に、矯正就労支援情報センター（コレワーク）を設置・運営している。コレワークでは、6か月以内に矯正施設を出所する予定の全国の受刑者等の職歴、資格、帰住予定地等の情報を一括管理し、事業主に対して雇用ニーズに適合する者がいる矯正施設の紹介を行うなどの取組を行っている（【施策番号5イ】(P23) 参照）。

ここでは、実際にコレワークを活用して刑務所出所者を雇用した企業の実例を紹介したい。

コレワークを活用して受刑者を採用したA社の例

人手不足に悩むA社（建設業）は、コレワークが事業者向けに開催している「就労支援セミナー」（【施策番号7】(P26) 参照）に参加し、矯正施設に在籍している人を雇うという方法があることを知りました。

しかし、A社は犯罪をした人を雇った経験がなく、雇用に不安がありました。そのことをコレワークに相談すると、実際に受刑者等を雇用した経験のある「雇用支援アドバイザー」^{*1}を紹介され、実際の雇用に関する留意事項や、雇用後トラブルになった際に利用できる制度等についてアドバイスを受けることができました。

その後、A社はコレワークに連絡し、自社が求める建設関係の資格を持つ人材がB刑務所にいるという情報提供を受け、最寄りのハローワークでB刑務所を指定して求人を出したところ、建設業での就業を希望していたCさんを紹介されました。

A社はB刑務所と連絡をとり、Cさんの採用面接を実施しました。Cさんは罪を償うためにもA社で一生懸命働きたいと述べ、A社は採用内定を出すことにしました。

Cさんは出所後すぐにA社に就職し、自身が受刑中に取得した資格を活用して働くことができ、社会に居場所と出番を見つけることができました。

※1 コレワークでは、2018年度から、刑務所出所者等の雇用経験が豊富な事業主等に「雇用支援アドバイザー」^{*1}になっていただき、受刑者等の雇用に興味がある事業主等からの相談に応じていただいている。

また、矯正施設において、受刑者と事業主等のマッチングをさらに推進する取組として、近年、矯正施設内に複数の事業者を招き、受刑者等に対して企業情報の提供や、採用面接等を実施する「就労支援説明会」を各地で開催している。

受刑者に対する就労支援説明会 ～就労支援フェスタや就職フェア～

川越少年刑務所では、ハローワーク、保護観察所、就労支援事業者機構等と連携し、「川越少年刑務所就労支援フェスタ」を開催しています。2018年10月12日には第5回となるフェスタを開催し、受刑者等を数多く雇用していただいている企業代表者の講演のほか、受刑者の雇用に積極的な企業4社を招き、受刑者に対して各企業の雇用情報等の提供を行いました。

長野刑務所では、ハローワーク、全国就労支援事業者機構の協賛のもと、2018年9月28日、「就職フェアながの」として、受刑者の雇用に希望する企業10社を招き、受刑者に対して合同での企業説明会を実施しました。同所体育館に企業ごとのブースを設けるなど、一般的な企業説明会にできるだけ近い雰囲気の中で、参加した受刑者は、仕事の内容などについて、熱心に説明を聞いたり、質問したりしていました。



「川越少年刑務所就労支援フェスタ」の様子
【提供：川越少年刑務所】



「就職フェアながの」の様子
【提供：長野刑務所】

参加した受刑者に感想を聞くと、「更生のために協力してくれる企業の存在は励みになる」、「しっかり更生して社会で恩返ししたい」、「同じ過ちを繰り返さないようにしたい」などと話していました。こうした取組が、就労による改善更生への意欲の喚起につながっているといえます。

3 社会内における取組

(1) 協力雇用主の現状

犯罪をした者等が就労を確保し継続するためには、彼ら自身が努力することはもとより、彼らを受け入れ、支える周囲の人々の協力も必要となる。

取り分け、就労に関しては、犯罪をした者等の事情を理解した上で雇用する協力雇用主が大きな役割を果たしている。協力雇用主は、近年、その取組や存在が社会で少しずつ認識されるようになり、保護観察所での登録数は増加している。しかしながら、図3や図4に見て取れるように、協力雇用主として登録しているものの、実際に犯罪をした者等を雇用している協力雇用主が登録数に比して少ないことや、建設業が半数以上を占めるなど、業種に偏りが認められることなどの課題もある。

協力雇用主による雇用が進まない原因の一つとして、短期間で離職することやトラブルが発生することへの多大な不安や負担が協力雇用主に生じている現状がある。そこで、こうした不安や負担を軽減するため、法務省では、身元保証制度【施策番号11】(P29)参照)、更生保護就労支援事業【施策番号5ウ】(P24)参照)、刑務所出所者等就労奨励金制度【施策番号11】(P29)参照)等の新たな施策を実施している。

(2) 協力雇用主の確保と実際の雇用を増加するための取組

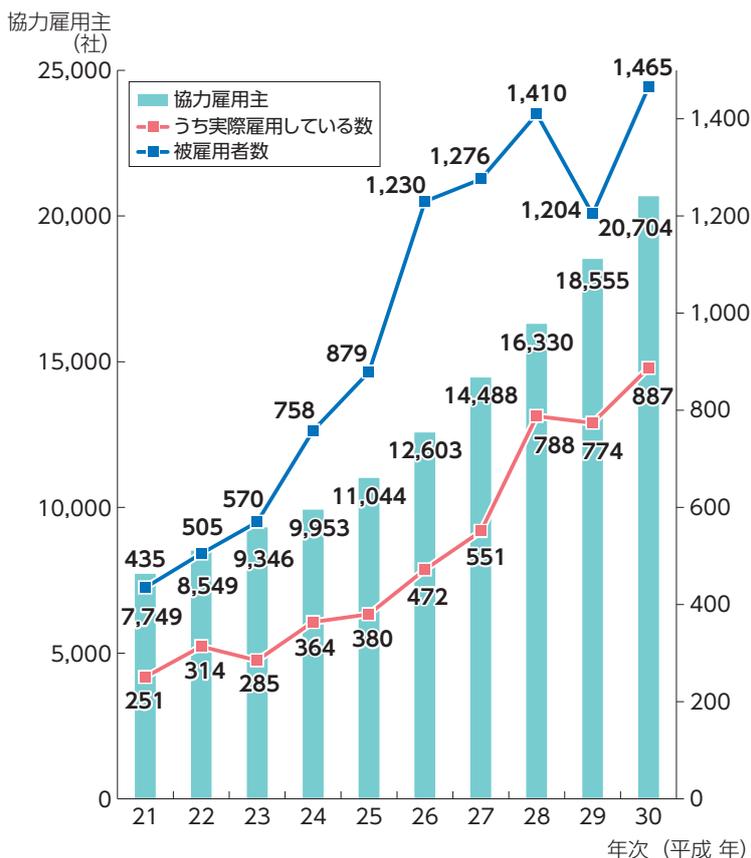
犯罪をした者等の就労の確保のためには、協力雇用主の活動を推進していくことが重要であり、今後、より多くの事業主の方々に協力雇用主として登録していただき、実際の雇用に結び付けられるよう、工夫することが必要である。そこで、法務省では、犯罪をした者等を実際に雇用する協力雇用主数を増加させるため、広く社会に対し、再犯防止における就労の確保の重要性について積極的な広報活動を展開したり、雇用経験のない協力雇用主に対して雇用に向けた働き掛けを行うなど、様々な取組を行っている。

例えば、2018年(平成30年)9月に法務大臣が日本経済団体連合会幹事会において「再犯防止と政府の取組」について講演し、再犯防止に対する経済界の理解と協力を求めたほか、その他の我が国の主要な経済団体に対しても犯罪をした者等の雇用の促進について協力を求めるなど、広報活動を積極的に行っている。

また、2015年度(平成27年度)から、犯罪をした者等を積極的に雇用し、自立や社会復帰に尽力した協力雇用主の方々に、法務大臣感謝状を贈呈する取組を始めている。これまで、2015年度は26社、2016年度(平成28年度)は21社、2017年度(平成29年度)は13社の協力雇用主が受表彰している。こうした取組は、協力雇用主に対する社会的評価を向上させるとともに、これまで雇用した経験のない協力雇用主が雇用を前向きに検討するきっかけの一つになることも期待される。

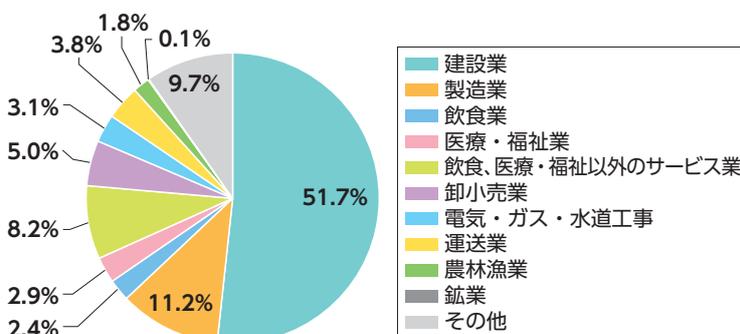
さらに、東京保護観察所においては、東京労働局、都内ハローワーク、特定非営利活動法人東京都

図3 協力雇用主の登録数と雇用数の推移



注1 法務省調査による。
注2 各年の数字は、4月1日現在のものである。

図4 業種別協力雇用主の割合



注1 法務省調査による。
注2 平成30年4月1日現在。

就労支援事業者機構との共催で、2016年度から「就職まつり」（就職相談会）を実施している。就職まつりの当日は、多様な業種から5、6社の協力雇用主と就職を希望する保護観察対象者が参加し、協力雇用主としての思い、会社の理念や求める人材、条件等について順に講話をいただいた後、参加した保護観察対象者と面接を行うなどして、就職の内定につながっている。

上記のような国の取組に加えて、地域の協力雇用主らが、自発的に、情報交換等を通じて雇用に向けた協力を行う協力雇用主のネットワーク組織である協力雇用主会を作っているところもあり、2018年8月1日現在、全国343か所に地区協力雇用主会が置かれて活動をしている。協力雇用主会では、最寄りの保護観察所、地区保護司会、犯罪をした者等に対する就労支援を行っている民間団体等と連携して、地域のネットワークを活かした新たな協力雇用主の開拓はもとより、例えば、雇用したものの、すぐに離職に至ってしまうような事例に対して、効果的な対応方法等を話し合ったり、ベテランの協力雇用主が雇用経験のない協力雇用主に対し自らの経験を踏まえた相談助言を行うなどの活動を実施しており、実際の雇用を後押しする上で重要な役割を果たしている。保護観察所においても、このような協力雇用主による自主的な取組に対し、例えば、国の施策の現状等について研修や意見交換を行うなどの協力をしている。

(3) 協力雇用主として活躍する事業主

協力雇用主として犯罪をした者等を雇用することは不安や負担が伴う一方で、実際に雇用し彼らの自立や社会復帰を支えることで、うれしさややりがいを感じ、こうした経験が次の雇用につながる例も多い。

ここでは、協力雇用主として犯罪をした者等を雇用し、大きな社会貢献をされている協力雇用主の方々の声を紹介したい。

やまつ屋（卸小売業）の山本秀明さん

Q. 協力雇用主になったきっかけを教えてください。

私の父が保護司であり協力雇用主でもあった関係で、私が父の仕事を引き継いだときに協力雇用主への勧誘の話がありました。父の担当していた保護観察対象者を見ていた私は、特にちゅうちょなく、快く引き受けました。

Q. 協力雇用主としてのやりがいを教えてください。

私が11歳の頃、17歳の保護観察対象者が父の会社に住み込みで雇用されていました。その人とはよく一緒に釣りに行くなどして遊んでもらっていたのですが、あるとき、その人と一緒に風呂に入ることがありました。その人の背中には親から受けた大きな包丁傷があったのですが、幼い私はその傷に特に違和感もなく、風呂で一緒にその人と楽しく話をしていたことを覚えています。この体験は、私が父の跡を継いで保護司となり、協力雇用主となった原点です。このような背景から、協力雇用主として雇用した人たちが彼らなりの生き方を見つけて歩み始めるのを見ると、とてもうれしくやりがいを感ずります。また、そのようなとき、亡き父のことを思い出し、父の遺志を継いで保護司となり、協力雇用主となったことの意味がわかったような気がするのです。



山本秀明さん（写真右）
【提供：やまつ屋】

Q. 実際に犯罪をした人を雇用して感じたことを教えてください。

正直なところ、なかなか難しく、うまくいくケースばかりではありません。ある保護観察対象者に同情してお金を貸したとき、その翌日にその人が行方不明になってしまい、私は妻から白い目で見られ、肩身の狭い思いをしました（笑）。妻の理解がなければ協力雇用主は到底続けることはできなかったでしょう。一方で、ある更生保護施設に在所していた保護観察対象者は、その後、亡くなるまでずっと私の会社の寮で生活しながら勤務を続け、会社や地域社会のために大きな業績を残してくれました。私が協力雇用主を続けている理由は、そうした完全に更生したケースを知っているからです。私は、これからも彼らが笑顔で更生の道を歩いていく様子を見ていきたいと思います。苦労は多いですが、それに見合うだけのものがあると思っています。

株式会社S-TEKT（電気・ガス・水道工事業）の清水孝弘さん

Q. 実際に保護観察対象者を雇用して感じたことを教えてください。

最初は、やはり自分に自信がない人が多いです。自分がこのまま何もできずに終わってしまうのかなと思っている人も多いのですが、彼らは「向上心」というものがものすごくあるので、今では本当に戦力になっています。社内のムードも、頑張る彼らの影響で以前よりも良くなっていますので、企業としても、彼らが働きやすい環境を整えなければならぬと感じています。社会、企業、本人にとって良い制度だと思っています。



清水孝弘さん

【提供：株式会社S-TEKT】

河井運輸株式会社（建設業）の河井哲弥さん

Q. 協力雇用主になって良かったことを教えてください。

去年と今年で保護観察対象者を3人雇用しています。彼らに「正社員になる気になった？」と聞くと、「正社員目指して頑張ります。」と力強く言ってくれているので、とても期待しています。

彼らは、以前、刑事施設で生活をしていましたので、道具一つ一つを几帳面に扱いますし、チェックや手入れも怠らなく、他の社員達のお手本になっており、道具の扱い方を指導しているくらいです。刑事施設にいた生活が無駄になっていないと感じています。人手不足を解消して、彼らのような社員を会社に受け入れることができたので、また新しい人が来ないかな、と皆で期待をしているところです。



河井哲弥さん（写真左）

【提供：河井運輸株式会社】

髪to（理容業）の村上隼さん

Q. 協力雇用主になって良かったことを教えてください。

親がいない、帰る場所がない、更生保護施設の20代前後の方々と話をする機会を得て、一人一人と話をするうちに、彼らを雇い入れることよりも、彼らがどのようにしたら前向きな気持ちになるだろうか、と考えることに自分の気持ちが変わってきました。彼らが施設にいる間は、営業終了後にお店に来てもらい無料でヘアカットをしながら、仕事の目標、目的の大切さ、仕事を通じて自分自身が成長していく楽しさを伝えるなど、自分なりに彼らの未来のためになるようにと考えるようになりました。

彼らのような若い人達と接触することによって、今まで感じていなかった自分の感情が呼び起こされて、次第に自分が磨かれ、色々なことを学ぶことができたことが、自分の得た一番大きなものです。



村上隼さん
【提供：髪to】

株式会社青木工務店（建設業）の青木哲也さん

Q. 協力雇用主になって良かったことを教えてください。

現在、全国の大工の人口は約34万人ですが、その中で、60歳以上が30パーセントを超えていますので、あと10年経つと、世の中に大工さんというものはほとんどいなくなってしまいます。大工を志して、若いうちから修行して働いていただける方がいると、我々も業界として助かると思っています。

働かないとまた犯罪に走ってしまうという点において、彼らは働かなければいけないという気持ちが一般の方よりも強いのではないかと思います。そうすると、なおさら、仕事に集中して勤めてもらえるのではないかと期待しています。

これまで雇用した方は遅刻もないですし、仕事後も道具を整えたりして頑張っていました。職人の世界では、道具を粗末に扱う人は信用されませんが、彼らはそういう面においてきちんと教育されていると思いました。



青木哲也さん
【提供：株式会社青木工務店】

法務省と内閣府が協力して、このような協力雇用主の方々の実体験に基づく声も含め、「協力雇用主」について紹介する動画を作成し、公開しています（【施策番号9】（P28）参照）。ぜひ御覧ください。

政府インターネットテレビ
人材を確保して再犯防止にも貢献を！
～あなたも「協力雇用主」になってみませんか～



政府インターネットテレビ
霞が関からお知らせします
～就労支援で再犯防止を！～



4 読者の皆様へ～御協力のお願い～

犯罪をした者等が就労を確保し継続するためには、依然として様々な困難があり、彼らを支援する取組についても課題は残っています。

国は、本人の努力を促しながら、引き続き、地方公共団体と連携し、これらの困難や課題を一つ一つ解決していかなければなりません。しかしながら、就労の確保等による再犯の防止には、本人の努力、行政の取組に加え、民間企業や国民の皆様一人一人の御協力が必要不可欠です。

そこで、読者の皆様には、次の点について、是非とも具体的な行動を起こすことによる御協力をお願いしたいと考えています。

(1) 刑事施設における刑務作業等への御協力のお願い

ア 全国の刑事施設における作業で生産した製品については、各刑事施設等で実施している矯正展や展示即売会等で販売しております。矯正展の情報については、法務省のウェブサイトにも随時掲載しておりますので、お近くで矯正展が開催される際には是非お越しください。



なお、作業で生産した製品の売上額の一部は、犯罪被害者支援団体の活動に役立てられています。

イ 刑事施設で実施する作業についても募集しております。刑務作業についての説明から依頼先まで、法務省ウェブサイト内の右記ウェブサイトに掲載されておりますので、刑務作業としての注文に興味のある方は是非御参照ください。

法務省「刑務作業のご案内」



(2) 犯罪をした者等の雇用についての御協力のお願い

ア 東京矯正管区（さいたま市）及び大阪矯正管区（大阪市）に設置されているコレワークにおいては、刑務所出所者等の雇用を検討されている事業主の方向けに、以下の3つのサービスを提供しています。

○ 雇用情報提供サービス

全国の受刑者・少年院在院者の資格、職歴、帰住予定地などの情報を一括管理し、事業主の方の雇用ニーズにマッチする者を収容する矯正施設を素早く御紹介します。

○ 採用手続支援サービス

受刑者・少年院在院者の採用手続について、不明な点等があれば、幅広くサポートします。

○ 就労支援相談窓口サービス

受刑者・少年院在院者の採用に興味はあっても、制度のことや矯正施設のこと等がよく分からないという事業者向けに、各種支援制度の御案内や、矯正施設の見学会や雇用支援セミナー等イベントの御案内をしています。

コレワークへは、以下のフリーダイヤルへお問い合わせください。

法務省「コレワークについて」

0120-29-5089（つ（な）ぐ、コレワーク）

（受付時間：平日10:00～17:00）

また、コレワークのウェブサイト上から簡単にお問い合わせができるメールフォームも御用意しておりますので、是非御活用ください。



イ 保護観察所では、犯罪をした者等の事情を理解した上で雇用し、その自立や社会復帰に協力していただける地域の事業主に協力雇用主となっただき、犯罪をした者等の就労支援に協力していただいています。関心をお持ちの事業主の方々は、保護観察所に協力雇用主として登録することが

できますので、最寄りの保護観察所（都道府県の県庁所在地等）に是非御相談ください。

法務省「全国の地方更生保護委員会・保護観察所一覧」



なお、犯罪をした者等の中には、就労経験が乏しい者、人間関係を築くことが苦手な者も少なくなく、中には、就職直後はなかなか職場になじめない者もいます。しかし、職場で彼らが自立や社会復帰をするまで辛抱強く見守っていただき、仕事を続けていく上で必要な技能や生活習慣を身に付けられるよう指導していただければ、この特集で紹介している協力雇用主の方々の声にあるような大きな喜びにもつながると思いますので、犯罪をした者等の雇用について御理解と御協力をお願いします。

(3) 犯罪をした者等の就労の確保等のための御協力をお願い

全国の保護観察所に登録している協力雇用主は、2018年（平成30年）4月現在、2万704社（【施策番号7】（P26）参照）となっていますが、その約7割を従業員が300人未満の協力雇用主が占めるなど、我が国の犯罪をした者等の雇用は、中小企業に支えられている実情にあります。

世界一安全な国、日本を創っていくためには、中小企業のみならず、経済界全体で犯罪をした者等の立ち直りを支えていただくとともに、大企業においても、犯罪をした者等を雇用することの社会的意義を理解し、雇用を推進していただくほか、企業活動を通じて再犯防止の重要性を社会に向けて発信していただいたり、再犯防止に寄与する民間の活動等を支援していただくなど、再犯防止に対する御理解と御協力をお願いします。

そして何より、国民の皆様一人一人におかれましても、犯罪をした者等が罪を償い、改善更生を果たそうとしているならば、社会から排除し、孤立させるのではなく、彼らの立ち直りの意欲を認め、見守り、支えていく環境作りに御協力いただけましたら幸いです。

地域には協力雇用主の方々のように、犯罪をした者等の立ち直りを支えるため、様々な活動をしている人が大勢います。すぐに直接的な行動に移すことは難しくても、彼らを排除したり孤立させたりせずに地域社会で受け入れることの重要性に気づき、この特集で紹介したような取組に関心を持つことからならば始められるのではないのでしょうか。

安全・安心は社会の重要なインフラです。皆様も安全・安心な社会づくりのため、それぞれのお立場から何ができるかを考え、できることから始めていただけますよう、よろしくをお願いします。